

平成 31 年 1 月 21 日

富良野市新庁舎建設検討委員会
委員長 小川 博 様

富良野市新庁舎建設検討委員会
委員 萩原 弘



新庁舎建設に係る議会機能の検討結果について

検討委員会からの議会機能検討依頼を受け、富良野市議会新庁舎建設特別委員会における協議を踏まえ、その結果について報告します。

1. 本会議を行う議場に関しては、議場の役割として第 1 に議会を開催する場であること。第 2 に、議会運営する上で議長が議員席・説明員席を見渡せる必要があること。第 3 に、会議録作成のための機器操作ができる事。第 4 に誰もが傍聴できる開かれた議場であることなどを考慮し、議論を重ねてきました。

議会は、行政の施策執行に向けた予算や事業内容、条例など市行政の施策の最終決定の場であり、これまでも議会運営については厳しいルールのもと真摯に議論し、決定する場として機能してきました。

今般、庁舎建設にあたり一般会議開催可能な平面床式、机席等の移動が可能な議場を導入する議会があることは承知しており協議いたしました。市民の生活に直結する重要な案件を協議し決定する場、行政の事務事業のチェック、市民に寄り添う行政執行の実現など議会の果たす役割を考慮し、常に真摯な議論をする場として位置付けることが必要と判断し、現状の議会専用の形式を維持することとしました。なお、会期中を除く議場の利活用については、議長の承認により会議等の使用も可能と考えます。

2. 「説明員控室」及び「議会打合せ室」に関しては、本会議運営に必要な部屋であることから議場に隣接した場所に設置し、議場内部の議論がわかる機能を付随することが望ましい。
3. その他議会関連施設については、別紙のとおり協議結果としてまとめておりますが、各部屋は必要最小限の面積とし、会議室等は未使用時においては一般会議・打合せに使用可能と考えております。また、将来的に ICT 機能が議会活動において導入される可能性があることから、それらの機能設備の導入と議会運営上、議場及び議会関連施設の配置については、同一フロアが望ましい。

以上、報告します。

庁舎建設特別委員会討議資料

| 議会議場 | 議会議場 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>1. 議場</p> <p>① 利用形態 ・議会専用の利用型</p> <p>② 床構造 ・段差式(現様式)</p> <p>③ 面積 ・議員席数 ・説明員席数 ・傍聴者席数 ・議長・局長席</p> <p>④ 事務局職員操作室 ・議事録作成機器 ・会議運営機器 ・掲示(時間、出席者、電子採決)</p> <p>⑤ 付加機能 資料モニター</p> | <p>選定・積算要件</p> <p>市政施策最終決定の場</p> <p>議会専用</p> <p>18名(現議員数) 22名(現出席者数) 20名の他仮席30程度(パイプいす等) 2名</p> <p>3名配置 マイク・録音操作 中継カメラ操作 議会運営手エック 放送機器</p> <p>議場内ICT機器使用に対応 質疑時資料の掲示</p> | <p>議員・説明員・傍聴者対応含めバリアフリー化 主目的は議会開催(定例会・臨時会・特別委員会・議員協議会)視察応接 議長席、局長席、壇場、議員席、説明員席、傍聴席、質問席 議会以外での会議使用等は議長承認として可とする。</p> <p>段差は低めに、議員・説明員の顔がわかるのであればフラットな床面も可能。 議長は、議場全体を見渡せること。</p> <p>質問席の導入</p> <p>車いす対応(議員・傍聴)、親子傍聴室(防音)、議員席との段差は低めに 傍聴と議員席は一定程度の距離必要(防音など) 議員ロビー側の壁面をガラス張りにし、身近な議会の実現。</p> <p>今の議場内配置・操作から、全体を見渡せる配置 (操作室設置) 集音機能・効率強化のため、マイク1本/1人 マイク・カメラ・掲示機能の議会運営機器は最新機器の導入が望ましい。</p> <p>ペーパーレス化への対応 質問席の設置</p> |
| <p>2. 議会説明委員控室</p> <p>① 利用形態</p> <p>② 面積</p> <p>③ 付加機能</p> | <p>議会開催中、説明補助員控室 待機説明員人数 議場モニター、スピーカー</p> | <p>議場に隣接必要 未使用時は一般会議使用可とする。</p> |
| <p>3. 議会打合せ室</p> <p>① 利用形態</p> <p>② 面積</p> <p>③ 付加機能</p> | <p>議会開催中、臨時議運開催ほか説明員控場所 議運開催人数(10名程度) (議場モニター)、スピーカー</p> | <p>議場に隣接必要 未使用時には、一般会議使用可とする。</p> |

| 議会関連施設名 | 選定・積算要件 | 備考 |
|---|--|--|
| 4 議員ロビー ① 利用形態 ② 面積 ③ 付加機能 | 議会開催中、議員及び傍聴者休憩場所 少し広い通路程度か 壁側にベンチ設置 | 特に議員ロビーとしての位置付け不要 傍聴者・市民等の憩いの場の役割があれば別機能として考慮。 議場への出入り用の広めの通路程度 給茶器の廃止、紙コップ使用の自販機設置(各自購入) または、ペットボトルの自販機 |
| 5. 正副議長室 ① 面積 ② 調度品 | 現有面積 (多少狭くしても可) 正副議長用机・いす、4人掛け応接セット1台 | 現：正副議長用机・いす、4人掛け応接セット1台、補助いす2脚 サイドボード1台 |
| 6. 議長応接室 ① 面積 ② 調度品 | 現有面積 (多少狭くしても可) 10人用応接セット1台、補助いす6脚 | 現：10人用応接セット1台、補助いす6脚 サイドボード1台、TV1台 |
| 7. 議会図書室 ① 利用形態 ② 配置図書・資料等 ③ 調度品 ④ 面積 ・利用者数 ⑤ その他 | (地方自治法第100条第10項で規定) 議員及び市民利用可 市各種計画書、統計書、郷土関連資料 議会関連資料(会議録等) PC等で入手不可能な資料等 議会運営関連書類 資料検索用PC2台、印刷機1台(事務局接続可) 2段書庫(4台)、4人掛机1台、PC・印刷機用机3台 現有面積の7割程度 4人 | 現：資料作成等の作業部屋の使用有。 現：2段書庫(8台)、4人掛机2台、PC用・印刷機用机2台、いす12脚 2段書庫(法令用3台「1.5段」)4台の減 法例規集(加除)は廃止し、PC活用を図る |
| 8. 議員控室 ① 利用形態 ② 調度品 ③ 面積 ④ ICT機器対応機能 | 全議員控室1室(18名) ロッカー18台、1人用机18台、いす18脚(会議用椅子) サイドボード1台、ワア-3人掛け2台、テーブル1台 現有面積(議員18名) w i f i 機能 | 全議員一緒に現利用体系 事務作業ができる机・いすPC、TB使用できるようコンセント付 |

| 議会関連施設名 | 選定・積算要件 | 備考 |
|--|---|--|
| 9. 委員会室 ① 利用形態 ② 面積 ③ 調度品 ④ ICT機器対応機能 | 委員会、視察応接 現有面積(議員18人、事務局4人、傍聴5人) 2人掛机10台、会議用いす20脚、傍聴者用簡易椅子5脚 会議録作成用機器(マイク、録音機) 機器収納ボックス 放送器 モニター(スリ)・ウェブ デジィタ w i f i 機能 | 未使用時には、一般会議使用可とする。 |
| 10. 小委員会室 ① 利用形態 ② 面積 ③ 調度品 ④ ICT機器対応機能 | 1室 委員会、会議室 現有面積(議員8名、事務局2名、説明委員2名) 2人掛机6台、いす12脚、傍聴者用簡易椅子5脚 w i f i 機能 | 未使用時には、一般会議使用可とする。 |
| 11. 会議室 ① 利用形態 ② 面積 ④ ICT機器対応機能 | 4室(現有) 会派打合せ、小会議 現有面積(会議用2人掛け机4台、いす8脚) w i f i 機能 | 人の有無が分かるよう、可視化。 未使用時には、一般会議使用可とする。 施錠可能な室の確保(女性議員用の更衣室機能) 現在の応接セットのものは不要。 |
| 12. 事務局執務室 | 別調査済 | 議長室・控室・図書室等の出入り管理のため、事務局の配置は オープン型のカウンター式が望ましい。 |
| 13. 職員ロッカー・書庫 ① 利用形態 ② 面積 ③ 調度品 | ロッカー、書庫、会議用消耗品・小備品保管 現有面積 ロッカー5人用、書庫8台、作業用机1台、傘立て等 | |
| 14. その他 ① 議場、説明員控室・打合せ室は一体が必要。 ② ①の上記フロアと議員・事務局フロアが一緒になった方が望ましい。 ③ 庁内全体がICT機能使用可能となるかの確認。 ④ 議場の状況を来庁者が見られるよう、議場モニターを議員ロビーや市民ロビー等への設置 | | |